

フランス食品衛生安全庁(AFSSA)、「鳥インフルエンザと水：2006年3月15日付意見書及びプレスリリース」を公表(2006/04/4)

<http://www.afssa.fr/Object.asp?IdObj=34672&Pge=0&CCH=060403154614:26:4&cwSID=DC54EE115FC643E1978A2998D287478F&AID=0>

(概要仮訳)

フランス食品衛生安全庁(AFSSA)は、鳥インフルエンザの動物間流行が発生した場合又はヒト間流行が発生した場合の、飲用水及びさまざまな廃水に含まれ得る高病原性鳥インフルエンザウイルスに起因するヒトへのリスク評価を依頼された。プレスリリース(2ページ)及び意見書(全35ページ：本文14ページ、付属文書21ページ)が入手可。プレスリリースの概要は以下のとおり。

EU域内ではH5N1亜型ウイルスによるヒト感染症例は今のところ確認されていない。従って、ヒト間流行は定義上発生していないことになる。また、野生鳥類相の感染も特定の種類の鳥及び地理的地域に限定されており、感染した家きん飼育場は1ヶ所にとどまる。従って、現在フランスでは鳥における動物間流行は発生していない。

現在広がっているH5N1亜型ウイルス株の特性を考慮すると、鳥での流行又はヒト間流行が特性付けられたとしても、フランスで水道水を媒介にして(飲む、又はシャワーによる飛沫を吸うなどして)ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する健康リスクはゼロないし無視できる程度と推定される。

現在の知見から言えることは、主要な伝播経路は劣悪な衛生条件下で、従って罹患した鳥とヒトが長く接触するという条件下での気道によるものである。

こうした状況において、またフランスにおける現行の予防措置を考慮し、AFSSAは動物間流行が発生した場合には次の3点を勧告する。すなわち、貯水槽を開ける際には厳重な注意を払うこと、火が発生したとき以外の消火栓の使用は禁止すること、そして表面水などの脆弱な水の処理を託されながらも設備が整っていない工場では消毒措置を実施すること、である。

感染が特定された地域では、予防措置として、雨水だめ又は個人の井戸など個人的に使用する設備の水は沸騰させて使うことを勧告する。

ウイルスがヒトに適合するような進化を遂げた場合及びヒト間流行が発生した場合の、ヒトが飲用水に暴露して感染する健康リスクは、そのときに広がっているウイルスの生物学的特性に大きく依存する。ウイルスが糞便に混入していなければ、リスクはゼロと評価される。

最後にAFSSAは、次の2点を強調する。

今回の予備的評価は、そのときに広がっているウイルスの特性に応じて検討し直すべきであろう。

ウイルス株のヒトへの適合状況をリアルタイムで評価できるよう、国際レベルで科学的な能動監視を実施すべきである。